

日時：平成24年12月21日（金）17：30～19：30

場所：全国町村議員会館2階会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、酒井委員、新美委員、森澤委員、山西委員

オブザーバー：厚生労働省 安全衛生部 放射線対策室 安井室長補佐

厚生労働省 健康局 水道課 日置課長補佐

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道企画課 西迫係長

原子力規制庁 大浅田安全規制管理官補佐

福島県 生活環境部 齋藤次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 核燃料廃棄物安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

環境省：南川事務次官、谷津地球環境審議官、鈴木官房長、水・大気環境局 小林局長

平岡大臣官房審議官、奥主大臣官房審議官、福島除染推進チーム 西山次長

廃棄物・リサイクル対策部 梶原部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 高澤計画官

災害廃棄物対策特別本部広域処理推進チーム 関谷チーム長

会議は公開で行われた。

議 題

1．開会

南川事務次官から挨拶。

2．指定廃棄物の処理にかかる安全性の確保について

ア．環境省から、資料2-1及び2-2に基づき、指定廃棄物の処分場に関する安全性確保のための考え方について説明があった。

イ．委員から、平常時の考え方はよくできているが、異常時の想定も必要ではないかという意見があった。環境省から、資料で一部記載があるものの、今後、専門家の意見もいただいて資料を充実させたいと回答があった。

ウ．委員から、資料で示されているコンクリートの強度と耐用年数について指定廃棄物の処分場にも適用可能なのか、埋立ての方法についても検討すべきという指摘があっ

た。環境省から、コンクリートの耐久性や施工方法等については検討する必要があるため知見を集めると回答があった。

エ．委員から、第一監視期間から第二監視期間への移行のタイミング等を含めた地下水漏洩などに関して第二監視期間の安全評価はどうなっているのか質問があった。環境省から、数十年は第一監視期間であるが、基本的には第一監視期間と第二監視期間の評価の条件は同じであると考えており、第二監視期間ではセシウム濃度がさらに減少することから、安全側に見ることができる。また、地下水漏洩対策についても考慮すると回答があった。

オ．委員から、モニタリングに関する部分の、年間 $10\mu\text{Sv}$ を超えないという部分は現実には測定不可能であり、実際の確認は、自然バックグラウンドの変動内にとどまることを確認するのではないかという指摘があった。環境省から、記述を修正するという回答があった。

カ．委員から、コンクリート、土壌による覆いに関する考え方について、コンクリートで 200 分の 1、さらに土壌による覆いで 400 万分の 1 という数字は正しいのか質問があった。環境省から、計算に誤りはないが、参考資料に計算過程を載せるようにすると回答があった。

キ．委員から、「生活エリアへの影響を考慮して設置」という項目について、安全評価とは区別するなど、内容ごとに副題を細かくつけて分かりやすくするべきという意見があった。

ク．委員から、覆いによる被ばく線量シミュレーションで、セシウム 134 とセシウム 137 の比率を 1 : 1 で計算しているが、時間が経つと比率が変わってくるので、どの時点から計算するか考慮すべきという意見があった。

ケ．委員から、10 万 Bq/kg で 4000 トンを埋め立てた場合の試算がされているが、上限はどれくらいまで考えているかという質問があった。環境省から、実際のケースを想定してこの数値を出しているが、地域に応じた説明を考えると回答があった。

コ．環境省から、資料 2-3 と 2-4 に基づき、10 万 Bq/kg を超える特定廃棄物を最終処分場で埋立処分する場合の外周仕切設備の要件及び特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置について説明があった。

サ．委員から、管理型処分場を土壌で覆土するのは結構であるが、隔離層の品質や維持管理の性能を確認することについて、今後ガイドライン作りなども詰めて行くべきという意見があった。

シ．委員から、埋立処分終了時に安全評価の検証を行う予定はあるかとの質問があり、環境省から、埋立処分終了後から廃止までは管理を続けていき、廃止の議論と合わせて検討していく旨の回答があった。

ス．資料 2-3 と 2-4 について、今後パブリックコメントを行い、告示を定めることとなった。

3．対策地域内廃棄物の処理について

ア．環境省から、資料 3 に基づき、対策地域内に設置する仮設焼却炉の実験的確認についての説明があった。

イ．委員から、図 2 の試験結果について、排ガスのバグフィルター入口側の放射性セシウムの濃度が $1000\text{Bq}/\text{m}^3$ 程度とあるがドレン部から検出されていたかという質問があ

った。環境省から数 Bq～数十 Bq/m³ で検出されていると回答があった。それに対し、同委員から、トライアルの段階では、ドレン体での検出を可能にするよう考察してほしいという意見があった。環境省から、ドレンでの捕捉システムを検討すると回答があった。

ウ．委員から、図5のモニタリング装置について、信頼性のおける結果を出すには、もう一つぐらい測定器のバックアップが必要ではないかという意見があった。環境省から、指導を仰ぎつつ、検討すると回答があった。

エ．委員から、大熊町で行ったモデル実施事業について、ドレンで検出された時の温度はどうだったか質問があり、排ガスのバグフィルターの入口側で放射性セシウムの濃度が1000Bq/m³を超えてもドレンでは検出されていない実験結果もあるので、排ガスの温度が関係しているのではないのかとの意見があった。環境省から、温度のデータは手持ちにはないが、確認して整理すると回答があった。

オ．委員から、図5のモニタリング装置について、立ち上げ時点では、セシウムだけでなく、揮発性の放射性物質が入っていないことを確認することも重要であるため、活性炭及びドレンでの測定を行うこと、また、測定頻度を週に1回よりも高い頻度で測定することの提案があった。

4．廃棄物関係ガイドラインの修正について

ア．環境省から、資料4に基づき、汚染状況調査方法、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物、指定廃棄物及び除染廃棄物関係ガイドラインの、修正事項等について説明があった。

イ．オブザーバーから、作業者の安全管理に関し、「参照する」を「遵守する」等に変更するよう意見があった。

5．廃棄物処理等に関する国際対応について

ア．環境省から、資料5に基づいて、国際除染ミッションや福島閣僚会議等の国際的取組について説明があった。

6．閉会

配付資料

資料1 第15回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿

資料2 - 1 指定廃棄物の処理にかかる安全性の確保について

資料2 - 2 指定廃棄物に関する取組状況等について（参考）

資料2 - 3 10万 Bq/kg を超える特定廃棄物を遮断型相当の最終処分場で埋立処分する場合の外周仕切設備の要件案

資料2 - 4 特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置案

資料3 対策地域内に設置する仮設焼却炉の排ガス処理効果及びモニタリング方法の実験的な確認について

資料4 廃棄物関係ガイドラインの修正について

資料5 廃棄物処理等に関する国際対応について

- 参考資料 1 災害廃棄物安全評価検討会（第 14 回）議事要旨
- 参考資料 2 災害廃棄物安全評価検討会（第 14 回）議事録
- 参考資料 3 災害廃棄物の埋設処分場跡地に居住する一般公衆への放射性物質による影響の評価について（第 12 回検討会資料 7 - 1 及び 7 - 2）